

議案第26号

かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
定数に関する条例の制定について

かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例を次のとおり制定する。

平成29年6月6日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）
第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、かすみがうら市農業委員
会の委員（以下「農業委員」という。）及びかすみがうら市農地利用最適化推
進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、15人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、11人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年3月28日から施行する。

(かすみがうら市農業委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 かすみがうら市農業委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「農業委員会の委員」を「農業委員会の委員等」に改める。

第1条第1項中「会長、会長代理者及び委員」を「会長、会長代理者、委員及び推進委員（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員をいう。以下同じ。）」に、同条第2項中「会長、会長代理者には」を「会長及び会長代理者には」に、「選挙」を「選出」に、「委員には」を「委員及び推進委員には」に、「会長、会長代理者及び委員」を「会長、会長代理者、委員及び推進委員」に、同条第3項中「会長、会長代理及び委員」を「会長、会長代理者、委員及び推進委員」に改める。

第2条中「会長、会長代理者及び委員」を「会長、会長代理者、委員及び推進委員」に改める。

別表第1を次のように改める。

区分	報酬
会長	毎月46,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。
会長代理者	毎月45,500円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内

	で市規則で定める方法により算出した額を支給する。
委員	毎月45,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。
推進委員	毎月35,000円を支給することに加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給する。